明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

附　則

（経過措置）

第二条　法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅又は法第二十七条第一項の規定による評価及び説明に係る住宅であって、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについて、同号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

附　則

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第七十四号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）を実施するため、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和二年九月四日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者） **第十一条**　法第四十六条第三項第一号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一～三　（略） （滞在快適性等向上施設等） **第十一条の二**　法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。 一　道路、通路、公園、緑地、広場その他これらに類するもの 二　駐輪場その他これに類するもの 三　噴水、水流、池その他これらに類するもの 四　食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの 五　アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの 六　街灯その他これに類するもの 七　花壇、樹木、並木その他これらに類するもの （一体型滞在快適性等向上事業） **第十一条の三**　法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一　前条第一号に掲げる施設等の整備又は管理に関する事業 二　前条第一号に掲げる施設等並びにこれらの上に設置される同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる施設等の整備又は管理に関する事業	（特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者） **第十一条**　法第四十六条第三項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一～三　（略） （新設） （新設）

附　則

（経過措置）

第二条　法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅であって、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについて、同号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。